

第 8 回

熊本県議会

# 建設常任委員会会議記録

令和3年3月16日

開 会 中

場所 第 3 委 員 会 室

## 第 8 回 熊本県議会 建設常任委員会会議記録

令和3年3月16日(火曜日)

午前9時58分開議

午後0時1分閉会

本日の会議に付した事件

議案第44号 令和3年度熊本県一般会計予算

議案第49号 令和3年度熊本県港湾整備事業特別会計予算のうち

議案第50号 令和3年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計予算のうち

議案第51号 令和3年度熊本県用地先行取得事業特別会計予算

議案第60号 令和3年度熊本県流域下水道事業会計予算

議案第86号 熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について

議案第87号 熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

議案第88号 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定について

閉会中の継続審査事件(所管事務調査)について

報告事項

- ① “緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目
- ② 「新しいくまもと創造に向けた基本方針」及び「第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の策定について
- ③ 熊本県流域下水道事業の「経営戦略」の策定について
- ④ 熊本県港湾整備事業の「経営戦略」の策定について
- ⑤ 熊本県臨海工業用地造成事業の「経営戦略」の策定について
- ⑥ 第3期熊本県高齢者居住安定確保計画

の策定について

令和2年度建設常任委員会における取り組みの成果について

出席委員(8人)

委員長 高木健次

副委員長 楠本千秋

委員 城下広作

委員 松田三郎

委員 井手順雄

委員 淵上陽一

委員 河津修司

委員 岩田智子

欠席委員(なし)

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 上野晋也

総括審議員

兼河川港湾局長 永松義敬

政策審議監 野崎真司

道路都市局長 村上義幸

建築住宅局長 原井正

監理課長 木山晋介

用地対策課長 馬場一也

土木技術管理課長 桑元伸二

道路整備課長 森博昭

道路保全課長 吉ヶ嶋雅純

都市計画課長 宮島哲哉

下水環境課長 森裕

河川課長 菰田武志

港湾課長 原浩

砂防課長 西田守

建築課長 小路永守

営繕課長 緒方康伸

住宅課長 折 田 義 浩

事務局職員出席者

議事課主幹 宗 像 克 彦

政務調査課主幹 西 野 房 代

午前9時58分開議

○高木健次委員長 それでは、ただいまから第8回建設常任委員会を開会いたします。

まず、本日の委員会に3名の傍聴の申出がありましたので、これを認めることといたしました。

それでは、付託議案等の審査を行います。

初めに、上野部長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

また、執行部からの説明については、効率よく進めるため、着座のまま、簡潔にお願いいたします。

初めに、上野土木部長。

○上野土木部長 着座にて説明をさせていただきます。

今回提出しております議案等の説明に先立ち、最近における土木部行政の動向について御説明を申し上げます。

まず、南阿蘇村の新阿蘇大橋につきましては、3月7日、赤羽国土交通大臣、県選出国會議員の皆様、県議会議長及び建設常任委員会の皆様御臨席の下、開通式が開催されました。このことにより、熊本地震で被災した阿蘇地域へのアクセス道路全てが開通することになりました。この開通により、阿蘇地域はもとより、ひいては県全体の観光や産業の振興に大きく寄与するものと考えております。

これまで早期完成に御尽力いただきました国土交通省をはじめ、関係者の皆様に対し、改めて深く感謝を申し上げます。

それでは、今定例会に提案をしております土木部関係の議案について御説明をいたします。

今回提案しております議案は、令和3年度当初予算関係議案5件、条例等関係議案3件でございます。

まず、土木部における令和3年度当初予算の概要について御説明をいたします。

一般会計の予算額は、994億9,600万円余を計上しており、対前年度比102.5%となります。

特別会計等は、港湾整備事業特別会計、臨海工業用地造成事業特別会計、用地先行取得事業特別会計及び流域下水道事業会計の4つの特別会計等、合計で88億4,300万円余を計上しており、対前年度比87.4%となります。

一般会計及び特別会計等を合わせた予算額は、1,083億3,900万円余であり、対前年度比は101.1%となります。

次に、歳出予算の主な内容については、新しいくまもと創造に向けた基本方針の取組の方向性に沿って御説明をいたします。

被災地の復旧、復興を進めるに当たっては、昨年11月に策定いたしました令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランに沿って、被災者、被災地域の一日も早い復旧、復興に取り組んでまいります。

このうち、緊急的な取組として、今年の梅雨期までに堆積土砂の撤去が完了できるよう、引き続き、時間的緊迫性を持って全力で取り組んでまいります。

災害に強い郷土づくりとして、防災・減災、国土強靱化に資する道路や河川等の整備を加速化させてまいります。また、九州の縦軸、横軸となる多重性の確保等に向けて、九州中央自動車道、南九州西回り自動車道、中九州横断道路及び有明海沿岸道路の整備を着実に進めてまいります。

益城町の復興まちづくりとして取り組んでいる土地区画整理事業につきましては、これまでに約6割の仮換地指定が完了し、順次宅地造成工事を進めています。また、県道熊本高森線の4車線化につきましても、昨年3月

末に完成したモデル地区を皮切りに、着々と完成箇所が増えております。

今後も、被災者の一日も早い生活再建に向け、益城町とも連携しながら、引き続き事業に取り組んでまいります。

建設産業における人材の確保、育成として、メディアを活用した広報や体験型のイベント等を通して、建設産業のイメージアップを図ります。また、建設産業を、給与がよく、休暇が取れ、希望が持てる産業へ転換するため、働き方改革や人材の確保、育成に積極的に取り組む企業を支援してまいります。

魅力ある地域づくりとしまして、熊本都市圏で慢性化している交通渋滞の解消に向けて、公共交通と自動車交通の最適な組合せによる交通施策を段階的にかつ着実に実施し、都市圏交通の円滑化とともに、渋滞緩和を図ってまいります。

また、熊本天草幹線道路につきましては、本渡道路の令和4年度開通に向けて、橋梁工事を全力で進めるとともに、大矢野道路の整備を本格化させてまいります。

以上が土木部における歳出予算の主な内容でございます。

次に、条例等議案につきましては、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について外2件の条例改正をお願いしております。

その他報告事項につきましては、“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目についてなど6件を御報告させていただきます。

以上、総括的な御説明を申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

今後とも、復旧、復興、国土強靱化等の事業推進に積極的に取り組んでまいりますので、委員各位の御支援と御協力をよろしく願いいたします。

○高木健次委員長 引き続き、関係課長から順次説明をお願いします。

○木山監理課長 監理課でございます。

本日は、説明資料として、建設常任委員会説明資料1冊、参考資料として、条例改正関係新旧対照表を1冊、その他報告事項6件を準備いたしております。また、令和3年度主要事業及び新規事業説明資料と令和3年度公共事業等費用負担調書につきましては、参考としてお配りしておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

では、お手元の建設常任委員会説明資料1ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算資料でございます。

まず、上の表2段目の前年度予算額につきましては、骨格予算及び6月、9月の肉づけ予算合計額となっております。

次に、1段目の本年度予算額でございますが、表左、一般会計、普通建設事業につきましては、補助事業として410億1,900万円余、県単事業として194億9,400万円余、直轄事業として139億200万円余となっております。災害復旧事業は、補助事業で154億5,800万円余、県単事業で2億円となっており、投資的経費計は900億7,500万円余で、対前年度比103.1%となっております。消費的経費は94億2,100万円余で、対前年度比97.2%となっており、その結果、一般会計計は994億9,600万円余となり、対前年度比102.5%となっております。

右側の特別会計等につきましては、投資的経費として32億6,100万円余、消費的経費として55億8,100万円余となっており、特別会計計として88億4,300万円余で、対前年度比87.4%となっております。

この結果、表右側、合計欄のとおり、一般会計、特別会計を合わせた本年度予算合計額は1,083億3,900万円余となり、対前年度予算

額と比較すると101.1%となっています。

また、各課別の内訳表については、下の表のとおりでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

令和3年度当初予算総括表でございます。

一般会計及び特別会計ごとに、各課別の予算額とともに、右側に本年度当初予算額の財源内訳を記載しております。

表の最下段の土木部合計欄を御覧ください。

右側の財源内訳として、国支出金が319億800万円余、地方債が483億9,900万円余、その他が126億2,100万円余、一般財源が154億1,000万円余となっております。

以上が令和3年度当初予算に係る土木部全体の予算額でございます。

続いて、3ページをお願いいたします。

ここからは、当初予算に関し、各課別に御説明させていただきます。

まず、監理課の予算について、主なものを御説明させていただきます。

2段目の職員給与費につきましては、職員給与費または事業費の職員給与費として、全ての課に出てまいりますので、監理課から代表して説明させていただき、各課からの説明は割愛させていただきます。

当初予算における職員給与費は、本年度末の退職予定者を除く在職職員で年間所要額を計算し、計上いたしております。監理課関係分としましては、表左から3列目の本年度当初予算額欄のとおり、4億5,800万円余を計上いたしております。

次に、4段目の管理事務費ですが、1億1,500万円余を計上いたしております。

右側説明欄をお願いいたします。

主なものとして、熊本地震及び令和2年7月豪雨に係る都道府県派遣職員の人件費に係る負担金を計上いたしております。

以降、本負担金につきましては、関係課も同様に所要額を計上いたしておりますので、

各課からの説明は割愛させていただきます。

次に、7段目の土木行政情報システム費でございますが、9,900万円余を計上いたしております。これは、説明欄のとおり、電子入札システムに要する経費でございます。

4ページをお願いいたします。

3段目の建設産業支援事業費ですが、6,300万円余を計上いたしております。

右側、説明欄をお願いいたします。

これは、建設産業の人材確保、育成を支援するための予算で、「建設産業の力」発信事業は、建設産業のイメージアップを図るために要する経費でございます。

建設産業働き方・人材育成支援事業は、働き方改革や人材の確保、育成に積極的に取り組む建設企業への支援に要する経費でございます。

建設産業若手人材確保緊急対策事業は、若手技術者等の人材確保につなげるため、県内建設企業の魅力や情報発信するためのイベント開催に要する経費です。

以上、監理課の令和3年度当初予算合計額は、表左から3列目最下段のとおり、8億3,200万円余となっております。

監理課の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○馬場用地対策課長 用地対策課でございます。

説明資料の5ページをお願いいたします。

まず、一般会計の主な内容でございます。

3段目の収用委員会費につきましては、表左から3列目のとおり、4,300万円余を計上しております。右側説明欄に記載のとおり、委員の報酬及び委員会が実施する物件調査や委員会開催などに要します委員会運営に要する経費でございます。

最下段、本年度当初予算額欄に記載のとおり、合計で1億2,400万円余を計上しております。

続きまして、6ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計でございます。

4段目の元金及び5段目の利子につきましては、熊本天草幹線道路・本渡道路に係ります起債償還金を計上しております。元金としまして4億7,400万円余、利子としまして20万円余を計上しております。

最下段、本年度当初予算額欄に記載のとおり、特別会計合計で4億7,400万円余を計上しております。

用地対策課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○桑元土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

7ページをお願いします。

まず、上から3段目の土木業務推進費ですが、表左から3列目のとおり、2,800万円余を計上しております。

表右側、説明欄を御覧ください。

土木部職員の技術力向上を図るための研修費の負担金と県内の技術者に対して、建設事業に関する技術及び業務の知識習得のための研修会の開催に係る委託費でございます。

次に、上から5段目の土木行政情報システム費ですが、表左から3列目のとおり、6,600万円余を計上しております。

表右側、説明欄を御覧ください。

工事の積算から発注、検査、支払いまでの手続を効率化するため、土木積算システムや工事進行管理と電子納品の管理に係るCALS/ECシステムの維持管理の経費でございます。

以上、土木技術管理課の令和3年度当初予算は、最下段の左から3列目のとおり、2億2,500万円余でございます。

土木技術管理課は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○森道路整備課長 道路整備課です。

9ページをお願いします。

上から3段目の国直轄事業負担金ですが、表左から3列目のとおり、予算額は57億4,900万円余となっております。右側、説明欄のとおり、九州中央自動車道などの整備を行う国直轄事業に対する県の負担金です。

次に、下から2段目の道路改築費ですが、予算額は54億6,800万円となっております。説明欄のとおり、熊本天草幹線道路の国道324号本渡道路及び国道266号大矢野道路の整備を予定しております。

次に、最下段の単県道路改築費ですが、予算額は12億100万円余となっております。説明欄のとおり、県道人吉水俣線ほか75か所の整備を予定しております。

10ページをお願いします。

上から1段目の地域道路改築費ですが、予算額は77億700万円余となっております。説明欄のとおり、国道388号ほか17か所及び県道荒尾長洲線ほか69か所の整備を予定しております。

次に、上から4段目の道路施設保全改築費の橋梁補修分ですが、予算額は19億2,600万円余となっております。内訳としましては、説明欄のとおり、通常分として、県道八代不知火線の砂川大橋ほか69か所、熊本地震関連として、国道218号の上司尾橋ほか1か所の整備を予定しております。

11ページをお願いします。

上から2段目の地方道路整備臨時貸付金元金ですが、予算額は2億7,600万円余となっております。説明欄のとおり、道路事業の地方負担分の一般財源分について、平成20年度から平成24年度に国から無利子で借り入れた分の償還金です。

以上により、道路整備課の令和3年度当初予算額は、表左から3列目最下段のとおり、235億8,000万円余となっております。

また、今回、債務負担行為の設定を2か所

お願いしております。

9ページにお戻りください。

下から2段目の道路改築費の表右側説明欄を御覧ください。

国道324号本渡道路の第二天草瀬戸大橋の防災設備及び安全施設工事について、債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、10ページをお願いいたします。

上から1段目の地域道路改築費の説明欄のとおり、辛川鹿本線の合志川橋の上部工工事について、債務負担行為の設定をお願いしております。

道路整備課は以上です。よろしく申し上げます。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

資料の13ページをお願いいたします。

上から3段目の道路管理費でございますが、表左から3列目のとおり、3,200万円余となっております。

表右側、説明欄を御覧ください。

通常分として、道路管理事業に1,500万円余となっております、道路損害賠償責任保険、道路台帳補正等に要する経費でございます。

次に、最下段の単県道路災害防除費でございますが、表左から3列目のとおり、6億1,500万円余を計上しております。これは、小規模な落石対策などの防災工事を行うものですが、表右側、説明欄に記載のとおり、通常分といたしまして、坂本人吉線ほか26か所、4億5,800万円余、豪雨関連分といたしまして、1億5,700万円余を計上しております。

次に、14ページをお願いいたします。

1段目の単県道路修繕費でございますが、表左から3列目とおり、38億6,700万円余となっております。これは、表右側、説明欄に記載のとおり、道路パトロール等を行う単県道路維持修繕費、街路樹の剪定や除草を行う

道路美化対策事業費、道路施設の修繕等を行う単県道路施設修繕費となっております。

5段目の道路舗装費でございますが、表左から3列目のとおり、20億2,700万円余となっております。

表右側、説明欄を御覧ください。

通常分といたしまして、舗装補修事業、大津西合志線ほか111か所に16億1,700万円余などとなっております。

続きまして、15ページをお願いいたします。

道路施設保全改築費でございますが、表左から3列目のとおり、68億500万円余となっております。

表右側、説明欄を御覧願います。

通常分としまして、交通安全施設等整備事業、国道387号ほか68か所に27億3,000万円余、舗装補修事業、国道266号ほか49か所に16億8,000万円余など、豪雨関連分としまして、道の駅の防災機能向上促進事業、道の駅坂本に1億400万円余となっております。

以上、道路保全課の令和3年度当初予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、145億2,300万円余となります。

道路保全課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○宮島都市計画課長 都市計画課でございます。

17ページをお願いいたします。

上から2段目の景観整備推進費でございますが、表左から3列目のとおり、3,200万円余となっております。

表右側、説明欄を御覧ください。

これは、通常分としまして、緑化景観対策や民間施設の緑化推進を行うものです。

次に、下から5段目の公園維持費でございますが、表左から3列目のとおり、1億9,200万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

これは、通常分としまして、テクノ中央緑地や水俣広域公園などの指定管理者管理委託等の管理費でございます。

18ページをお願いいたします。

最上段の都市計画調査費でございますが、表左から3列目のとおり、5,700万円余を計上しております。

説明欄を御覧ください。

これは、都市計画の決定、変更に向けた調査検討に要する経費でございます。

次に、上から4段目の土地区画整理事業費でございますが、表左から3列目のとおり、20億1,000万円となっております。

説明欄を御覧ください。

これは、熊本地震関連としまして、益城中央被災市街地復興土地区画整理に伴う文化財や建物等の調査、建物等の移転補償、道路や宅地の整備に要する経費でございます。

次に、上から6段目の単県街路促進事業費でございますが、表左から3列目のとおり、2億8,500万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分としまして、万田下井手線ほか2か所に3,700万円余、熊本都市圏の渋滞緩和対策の検討に要する経費に1億3,000万円となっております。また、熊本地震関連としまして、県道熊本高森線の益城中央線に1億1,800万円余となっております。

次に、7段目の街路整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、40億4,800万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分としまして、南部幹線に6億3,800万円余、熊本地震関連といたしまして、益城中央線ほか1線に34億1,000万円余となっております。

次に、下から2段目の都市公園整備事業費でございますが、表左から3列目のとおり、4億2,600万円余となっております。これは、熊本県民総合運動公園ほか5か所の長寿

命化対策や緑化環境整備、鞠智城のPR活動に要する経費でございます。

19ページをお願いいたします。

上から2段目の地方道路整備臨時貸付金元金でございますが、表左から3列目のとおり、2,900万円余となっております。

表右側、説明欄を御覧ください。

これは、平成21年度から平成24年度に国から無利子で借り入れた分の償還金でございます。

以上、都市計画課の令和3年度当初予算額は、表左から3列目の最下段のとおり、74億6,000万円余となります。

都市計画課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

下水環境課は、一般会計と流域下水道事業会計に分かれておりますので、まず、一般会計から、主なものについて御説明いたします。

21ページをお願いいたします。

上から4段目の一般廃棄物等対策費でございますが、表左から3列目のとおり、1億9,200万円余を計上しております。これは、表右側、説明欄のとおり、浄化槽整備事業の通常分といたしまして1億6,000万円余、熊本地震関連分といたしまして900万円余、令和2年7月豪雨関連分といたしまして2,000万円余でございますが、これは、主に浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対して助成を行うものでございます。

22ページをお願いいたします。

上から3段目の団体営農業集落排水事業費でございますが、表左から3列目のとおり、2億2,400万円余、上から7段目の漁業集落環境整備事業費では300万円余を計上しております。これは、市町村が実施する事業に対する国からの交付金を一旦県が受け入れ、再

交付する間接補助に要する経費でございます。

23ページをお願いします。

上から5段目の流域下水道事業会計繰出金でございますが、表左から3列目のとおり、3億4,300万円余を計上しております。これは、流域下水道事業会計の公債費等の財源充当のための繰出金でございます。

以上、下水環境課の一般会計の予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、10億400万円余でございます。

続きまして、流域下水道事業会計の主なものについて御説明いたします。

24ページをお願いします。

流域下水道事業は、令和2年度から公営企業会計を用いた会計を実施しておりますので、それに合わせた予算としております。

本県では、3つの流域下水道事業を運営管理しておりますが、まず、熊本市、合志市、菊陽町を対象とする熊本北部流域下水道事業でございます。

上から1段目の熊本北部流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、減価償却費等を含め20億1,100万円余を計上しております。これは、下水処理を行うための指定管理者への委託料などの管理費でございます。

次に、熊本北部流域下水道建設費について御説明いたします。

最下段の管路施設等の建設改良費でございますが、表左から3列目のとおり、3億8,400万円余を計上しております。これは、処理場の耐震、耐水対策及び改築更新等に要する費用でございます。

25ページをお願いいたします。

錦町など上球磨4町1村を対象とする球磨川上流流域下水道事業でございます。

上から2段目の球磨川上流流域下水道管理費でございますが、表左から3列目のとおり、減価償却費を含め5億200万円余を計上

しております。これは、下水処理を行うための指定管理者への委託料などの管理費でございます。

次に、球磨川上流流域下水道建設費について御説明いたします。

下から2段目の管路施設等の建設改良費でございますが、表左から3列目のとおり、1億1,400万円余を計上しております。これは、処理場の耐水対策及び改築更新等に要する費用でございます。

26ページをお願いいたします。

八代市、宇城市、氷川町を対象とする八代北部流域下水道事業でございます。

上から1段目の八代北部流域下水道管理費でございますが、表左3列目のとおり、減価償却費を含め7億1,600万円余を計上しております。これは、下水処理を行うための指定管理者への委託料などの管理費でございます。

次に、八代北部流域下水道建設費について御説明いたします。

下から3段目の管路施設等の建設改良費、交付金事業でございますが、表左から3列目のとおり、4億800万円計上しております。これは、処理場の改築更新及び氷川町の宮原処理区編入に伴う施設の新設工事などに要する費用でございます。

次に、下から2段目の管路施設等の建設改良費、単独事業でございますが、表左から3列目のとおり、1,000万円余を計上しております。これは、河川改修工事による橋梁付け替えに伴う下水管渠工事等に係る費用でございます。

27ページをお願いいたします。

上から1段目の企業債償還金として、表左から3列目のとおり、6億900万円余、上から2段目の支払い利息として、表左から3列目のとおり、8,300万円余を計上しております。これは、令和3年度に償還する下水道事業債の元金と利子でございます。

以上、流域下水道事業会計の予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、48億7,600万円余でございます。

今回、債務負担行為の設定をお願いしております。

24ページにお戻りください。

最下段、管路施設等の建設改良費の表右側、説明欄を御覧ください。

主ポンプ設備等の改築更新のため、令和4年度に2億9,700万円余を限度額とする債務負担行為の設定でございます。

25ページをお願いいたします。

下から2段目の管路施設等の建設改良費の表右側、説明欄を御覧ください。

脱水機設備等の改築更新のため、令和4年度に1億4,000万円余を限度額とする債務負担行為の設定でございます。

26ページをお願いいたします。

下から3段目、管路施設等の建設改良費の表右側説明欄を御覧ください。

氷川町宮原処理区編入に伴うポンプ場の新設等のため、令和4年度に6億5,000万円を限度額とする債務負担行為の設定でございます。

下水環境課からは以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○菰田河川課長 河川課でございます。

令和3年度当初予算に計上しております予算のうち、主なものについて御説明いたします。

29ページをお願いします。

上から4段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から3列目のとおり、58億円余を計上しています。これは、説明欄のとおり、国が管理する一級河川、白川ほか3河川の河川改修事業及び立野ダム整備等に対する県負担金です。

5段目の河川調査費でございますが、表左から3列目のとおり、2億9,800万円余を計

上しています。これは、説明欄のとおり、河川及び海岸の適正な管理のための調査や設計等に係る費用で、このうち、令和2年7月豪雨により被災した県が管理する球磨川支川の河川整備計画及び南関町、荒尾市を流下する関川の河川整備基本方針の策定に要する費用を含んでおります。

6段目の河川海岸維持修繕費でございますが、表左から3列目のとおり、17億1,400万円余を計上しています。これは、説明欄のとおり、河川及び海岸施設の点検や維持修繕に係る費用で、既設護岸の補修を行う塩浸川ほか32か所の整備費用、また、令和2年7月豪雨で被災した山田川などに設置した大型土のう等の応急対応箇所の補修費用を含んでおります。

30ページをお願いします。

1段目の河川掘削事業費でございますが、表左から3列目のとおり、21億8,600万円余を計上しています。これは、令和2年7月豪雨等の影響で、河川内に流入した土砂により河床が上昇した河川について、計画河床に戻すための掘削費用と本年出水期後に堆積した土砂の撤去に備える経費を計上するものです。

下から3段目の河川改修事業費でございますが、表左から3列目のとおり、26億6,100万円余を計上しています。これは、説明欄のとおり、洪水、浸水対策に係る河川改修等を行う事業に要する費用で、熊本市を流下する潤川ほか14か所の経費を計上するものです。

下から2段目の堰堤改良費でございますが、表左から3列目のとおり、4億500万円を計上しています。これは、説明欄のとおり、市房ダムほか2か所のダム管理施設、設備更新等を行うものです。

最下段の河川等災害関連事業費でございますが、表左から3列目のとおり、13億600万円余を計上しています。これは、説明欄のとおり、令和2年7月豪雨により被災し、災害

復旧事業と併せて行う補助改良復旧事業費で、佐敷川ほか11か所の整備に要する費用です。

31ページをお願いします。

1段目の単県河川改良費でございますが、表左から3列目のとおり、25億3,600万円余を計上しています。これは、国の補助交付金事業の対象とならない河川整備で、説明欄のとおり、五郎丸川ほか44か所の流下能力不足箇所に対応を行う費用や劣化した河川管理施設の更新、補修等を行う費用などを計上しています。

2段目の単県ダム改良費でございますが、表左から3列目のとおり、2億9,500万円余を計上しています。これは、国の補助交付金事業の対象とならない県管理ダムの改良等に要する費用で、説明欄のとおり、市房ダムほか5か所の施設改修等を行うものです。

3段目の単県河川等災害関連事業費でございますが、表左から3列目のとおり、7億2,200万円余を計上しています。これは、説明欄のとおり、令和2年7月豪雨で被災し、補助災害復旧事業で行う復旧箇所に隣接する区間の改修や補強工事を行うことで、一連区間の機能の確保や再度災害防止を図るためのものです。

下から2段目の単県海岸保全費でございますが、表左から3列目のとおり、2億6,100万円余を計上しています。これは、県単独事業で行う海岸保全施設の整備等を行う費用で、説明欄のとおり、治郎田海岸ほか13か所の施設改修を行うものです。

最下段の海岸保全施設補修事業費でございますが、表左から3列目のとおり、3億9,900万円余を計上しています。これは、国の交付金事業で行う海岸保全施設の老朽化対策等を行う費用で、説明欄のとおり、野崎海岸ほか11か所の施設補修を行うものです。

32ページをお願いします。

2段目の水防活動費でございますが、表左

から3列目のとおり、4,000万円余を計上しています。これは、説明欄のとおり、水位計や雨量計など水防観測機器の運用、保守点検を行う費用です。

33ページをお願いします。

4段目の過年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表左から3列目のとおり、143億500万円を計上しています。これは、説明欄のとおり、令和2年に発生した道路、河川等の公共土木施設、補助災害の2か年目の復旧費用です。

5段目の現年発生国庫補助災害復旧費でございますが、表左から3列目のとおり、9億3,000万円余を計上しています。これは、説明欄のとおり、令和3年度の公共土木施設災害の復旧費用に係る待ち受け予算です。

下から3段目の災害復旧事業設計調査費でございますが、表左から3列目のとおり、2億円を計上しています。これは、説明欄のとおり、令和3年度の災害復旧に必要となる調査、測量設計費用に係る待ち受け予算です。

以上、河川課の令和3年度の当初予算額は、表左から3列目の最下段のとおり、351億円余となります。

河川課は以上でございます。よろしく願いいたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

35ページをお願いいたします。

まず、一般会計の主なものについて御説明いたします。

最下段の海岸高潮対策事業費ですが、表左から3列目のとおり、4億6,500万円余となっております。

表右側、説明欄を御覧ください。

通常分として、八代港海岸ほか12港海岸、令和2年7月豪雨関連分として、田浦港海岸でございます。

36ページをお願いいたします。

4段目の国直轄事業負担金ですが、表左か

ら3列目のとおり、13億2,500万円余となっております。これは、熊本港及び八代港において国が施行する港湾整備事業等の県負担金でございます。

6段目の単県港湾整備事業費ですが、表左から3列目のとおり、11億4,700万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

単県港湾維持浚渫事業として、長洲港ほか5港における泊地や航路のしゅんせつを、単県港湾海岸危機管理対策事業として、県管理港海岸における海岸保全施設の補修等に要する経費でございます。

7段目の港湾補修事業費ですが、表左から3列目のとおり、8億6,700万円となっております。これは、熊本港ほか11港において、港湾施設の改良や補修等を行うものでございます。

37ページをお願いします。

2段目の空港管理費ですが、表左から3列目のとおり、4億900万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

天草空港の管理運営、修繕、また、天草空港滑走路端安全区域整備事業を計上するものでございます。

次に、4段目の港湾整備事業特別会計繰出金ですが、港湾整備事業特別会計における起債償還等に充てるために、一般会計からの繰出金として、表左から3列目のとおり、6億3,000万円余となっております。

以上、港湾課の一般会計総額といたしまして、最下段の左から3列目のとおり、54億7,700万円余となります。

38ページをお願いします。

続きまして、港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

2段目の施設管理費ですが、表左から3列目のとおり、4億1,000万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

施設管理諸費として、県管理港湾の運営管理に係る経費やクルーズ船寄港対策事業として、くまモンポート八代の管理運営等に要する経費でございます。

次に、5段目の県管理港湾施設整備事業費ですが、表左から3列目のとおり、7億9,900万円余となっております。これは、熊本港及び八代港において港湾施設整備を行うものでございます。

39ページをお願いいたします。

3段目の公債費計ですが、表左から3列目のとおり、起債償還の元金と利子と合わせ、18億1,300万円余となっております。

以上、港湾課の港湾整備事業特別会計総額といたしまして、最下段の左から3列目のとおり、33億4,000万円余となります。

40ページをお願いいたします。

続きまして、臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

2段目の八代臨海工業用地造成事業費ですが、表左から3列目のとおり、6,000万円となっております。これは、臨港道路の補修に要する経費でございます。

次に、4段目の漁業振興費ですが、表左から3列目のとおり、5,000万円となっております。これは、熊本港周辺海域における漁業振興を図るため、漁場の整備や稚魚の放流などを行うものでございます。

次に、5段目の熊本港臨海用地造成事業費ですが、表左から3列目のとおり、4,000万円余となっております。これは、用地の管理及び地質調査等に要する経費でございます。

以上、港湾課の臨海工業用地造成事業特別会計総額として、最下段の左から3列目のとおり、1億5,100万円余となります。

38ページにお戻りください。

今回、港湾整備事業特別会計におきまして、債務負担行為の設定をお願いしております。

5段目の県管理港湾施設整備事業費の右側、説明欄を御覧ください。

熊本港においてガントリークレーン整備に、令和4年度に5億8,800万円、令和5年度に4億6,800万円、ストラドルキャリア、これはコンテナをトラックから降ろして運ぶ荷役機械のことですが、この更新に、令和4年度に7,500万円となります。これらの施設は、複数年の製作期間を要するため、債務負担行為を必要とするものでございます。

港湾課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

令和3年度当初予算の主な事業について御説明いたします。

資料の41ページをお願いします。

表上から5段目の通常砂防事業費でございますが、表左から3列目のとおり、5億8,200万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

甲佐町の坂谷川ほか6か所における土石流災害防止のための砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

次に、7段目の急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、表左から3列目のとおり、4億8,400万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

菊池市の古川地区ほか11か所における崖崩れ災害防止のための擁壁等の整備に要する経費でございます。

最下段の単県急傾斜地崩壊対策事業費でございますが、表左から3列目のとおり、5億2,700万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

人吉市の井ノ口地区ほか18か所における国の補助事業の対象とならない箇所での崖崩れ災害防止のための擁壁等の整備に要する経費でございます。

42ページをお願いします。

上から3段目の国直轄事業負担金でございますが、表左から3列目のとおり、10億2,600万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分といたしまして、川辺川流域で2億1,700万円余、熊本地震関連分としまして、阿蘇地域で8億900万円余を計上しております。

次に、6段目の砂防激甚災害対策特別緊急事業費でございますが、表左から3列目のとおり、9億1,500万円余を計上しております。

説明欄を御覧ください。

令和2年7月豪雨関連分としまして、球磨村の川内川ほか18か所を計上しております。これは、令和2年7月豪雨で土石流等により激甚な災害が発生した地域において、再度災害防止を図るための砂防設備の整備に要する経費でございます。

7段目の火山砂防事業費でございますが、表左から3列目のとおり、21億9,100万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

通常分といたしまして、阿蘇市の泉川ほか20か所で15億4,800万円余、熊本地震関連分としまして、南阿蘇村の濁川ほか3か所で6億2,100万円余を計上しております。これは、火山灰地質地域における土石流災害防止のための砂防堰堤等の整備に要する経費でございます。

43ページをお願いします。

最上段の土砂災害警戒避難対策事業費でございますが、表左から3列目のとおり、6億6,400万円余となっております。

説明欄を御覧ください。

情報基盤事業で1億400万円余、砂防関係基礎調査事業費で4億7,000万円余、危険地区からの移転促進事業で30戸分の9,000万円を計上しております。これは、警戒避難体制の整備強化に要する経費、土砂災害警戒区域

等の指定に要する経費及び土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンからの移転に伴う目的とした経費でございます。

以上、砂防課の令和3年度当初予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、79億5,000万円余となっております。

砂防課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○小路永建築課長 建築課でございます。

資料の45ページをお願いいたします。

まず、5段目のくまもとアートポリス推進費ですが、表左から3列目のとおり、2,500万円余となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、アートポリス事業の推進に要する経費でございます。

次に、7段目の建築基準行政費ですが、表左から3列目のとおり、6,100万円余となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、建築基準の指導及び建築物の防災対策を推進するための経費等でございます。

46ページをお願いいたします。

1段目のがけ地近接等危険住宅移転事業費ですが、表左から3列目のとおり、2,500万円余となっております。これは、表右側、説明欄のとおり、がけ地近接等危険住宅移転事業に要する経費並びに危険地区からの移転促進事業に要する経費でございます。

以上、建築課の予算総額は、表左から3列目最下段のとおり、4億8,800万円余となります。

建築課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○緒方営繕課長 営繕課でございます。

47ページをお願いいたします。

3段目の営繕管理費でございますが、表左から3列目のとおり、4億4,300万円余となっております。これは、外壁改修や防水改修などの小規模な工事で、県有施設の保全改修

等に要する経費でございます。

なお、大規模な改修工事や新築工事につきましては、各施設の所管課が別途予算要求を行い、所管課からの依頼を受けて、営繕課で工事を実施しております。

以上、営繕課の予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、6億9,800万円余となっております。

営繕課からは以上でございます。よろしくお願いたします。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

49ページをお願いします。

上から3段目の公営住宅維持管理費でございますが、表左から3列目のとおり、9億400万円余となっております。これは、説明欄のとおり、公営住宅維持補修に係る経費としまして6億9,000万円余、県営住宅管理事務費としまして2億1,000万円余などを計上するものです。

最下段の公営住宅ストック総合改善事業費でございますが、表左から3列目のとおり、7億8,500万円余となっております。これは、県営住宅を長期間有効に活用するための改修に要する経費でございます。

50ページをお願いします。

上から2段目の高齢者向け優良賃貸住宅供給促進事業費でございますが、表左から3列目のとおり、1億4,500万円余となっております。これは、説明欄のとおり、高齢者向け優良賃貸住宅家賃減額補助について7,400万円余、サービス付き高齢者向け住宅供給促進事業について7,000万円余を計上するものです。

この結果、住宅課の予算総額は、表左から3列目の最下段のとおり、20億2,900万円余となります。

住宅課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○吉ヶ嶋道路保全課長 道路保全課でございます。

議案第86号、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

説明資料の51ページから56ページまでとなります。

内容につきましては、57ページの概要と別冊参考資料の条例改正関係新旧対照表にて説明をいたします。

まず、説明資料の57ページの概要をお願いいたします。

1、条例の名称は、熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例でございます。

2、制定改廃の必要性は、社会経済情勢の変化に鑑み、道路を占有する場合の占用料の額等を見直す必要があるということでございます。

3、内容は、(1)別表で定めている道路を占有する場合の占用料を改定する、(2)自動運行補助施設に係る道路の占用料を定める、(3)別表で定めている所在地区分を変更するというものでございます。

なお、この条例は、令和3年4月1日から施行し、必要な経過措置を附則にて定めております。

道路使用の対価であります占用料の額につきましては、地価の変動に合わせて適宜見直しを行う必要がございます。従来より、3年ごとに、国の占用料の額が改定された後に、九州各県で構成する九州沖縄地区道路占用料改定検討会を開催し、そこで設定された占用料の額を採用して本県も改定してきており、今回も同様に改定するものでございます。

別冊の参考資料、条例改正関係新旧対照表の4ページを御覧ください。

ページ上段の表右側になりますが、今回の道路法施行令の改正により、自動運行補助施設が道路占用許可対象物件として追加されたことに合わせまして、自動運行補助施設に係

る占用料の額を新規に定めるものでございます。

この自動運行補助施設とは、自動運転車の運行を補助する施設であり、具体的には、道路の路面下に埋設する電磁誘導線等で、自動運転車両は、電磁誘導線等から発せられる磁気を検知して車の位置を特定することができるものでございます。

次に、同じ参考資料の7ページの上段でございます。

表右側の(2)のアンダーラインを御覧ください。

これは、前ページの下段、表右側下の備考欄の続きで、所在地区分の説明となっております。各物件の占用料の単価は、物件の所在地の地価に則したものとするために、市町村の地価に応じた所在地区分ごとに定めているところですが、国が水俣市の所在地区分を変更したため、県におきましても、同様に乙地から除外し、丙地に区分を変更するものでございます。

なお、今回の改正により、占用料の額が大きく上昇する物件につきましては、国の対応と同様に、上限を前年の1.2倍とする経過措置を設け、占用料の負担軽減に努めております。

道路保全課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○宮島都市計画課長 都市計画課でございます。

59ページをお願いいたします。

議案第87号の熊本県都市公園条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

63ページの概要により御説明いたします。

これは、都市公園を占有する場合の使用料は、先ほど説明がありました道路占用料徴収条例に定める単価を準拠し、設定していることから、その改正に合わせて使用料の額等を見直すものでございます。

具体的には、3の内容にありますとおり、使用料の額の改定やPHS基地局に係る使用料の規定の削除、水俣市の所在地区分の変更を行うものでございます。

なお、この条例の施行日につきましては、本年4月1日を予定しております。

都市計画課は以上でございます。よろしくお願いたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

議案第88号の熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、説明資料の65ページから69ページまでとなります。

内容につきまして、69ページの概要にて御説明いたします。

まず、2の制定改廃の必要性ですが、道路保全課の議案と同様に、臨港地区内の道路においても見直すものでございます。

3の改正の内容は、使用料の額を改定、また、水俣市の所在地区分を変更するものでございます。

施行日につきましては、根拠法である港湾法に、施行日の少なくとも30日前に公表しなければならないと規定されていることから、令和3年5月1日としております。

なお、所要の経過措置を定めるものです。港湾課からは以上でございます。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、これより質疑を受けたいと思います。

ただいまの説明について質疑はありませんか。

○淵上陽一委員 説明いただきました3ページの監理課であったり、9ページの道路整備課、また、29ページの河川課の中で、管理費というのがあって、都道府県の派遣職員の負担金というものがありますけれども、土木部

全体、そもそもどのくらい必要数があって、今現在どのくらいの人が派遣されているかというのはお分かりになりますでしょうか。

○木山監理課長 まず、当初予算について少し御説明をさせていただきます。

監理課の中で、今回予算措置をさせていただいておりますのが、今議員御指摘がございましたとおり、3ページの上から4段目、管理事務費の中の右側、説明欄にございます2,580万、8,600万というところでございます。

そのほか、道路整備課、河川課等についても、他県からの派遣がございまして、来年度予定しておりますのは、派遣事務費としましては、全体としまして、19名、1億6,340万円を予定いたしております。

今何人ぐらい県のほうに派遣されているかといったところでございますが、こちらにつきましては、2月現在でございますが、全体として18名の方に来ていただいております。

内訳としましては、土木職で15名、建築職で1名、事務職で2名という割合で、今来ていただいているところでございます。派遣いただいている都道府県につきましては、多岐にわたっておりまして、石川県、島根県、静岡県等々いろんなところから来ていただいているといった状況でございます。

以上でございます。

○淵上陽一委員 今本当に、土木の皆さん方に一生懸命頑張ってもらっているというのはよく分かりますし、私も、鹿本地域振興局が私のところですけども、コロナもありましたし、災害もあって忙しいというふうに思っております。できるだけ行かないというふうには思っておりますが、それでも、たまには行かんといかぬということがありまして、行くと、机の上に山のように資料があります。本当に、行ってもなかなか顔を上げ

ることもできないぐらい仕事は多分たくさんあるんだろうなというふうに思うわけであり  
ます。

現在、派遣職員とか任期つきの職員で対応されているというふうに思いますけれども、ある程度、もう限界も私は来たんではなかろうかなというふうに思っているわけであり  
ます。

話を聞きますと、何年か前は、県のほうの技術職員を公募しても、人数がそろわなかったということもあったというふうに聞くわけであり  
ますけれども、今現在、新規採用の職員、どのようなリクルート活動を行われているのかなというのもありまして、もしよければ教えていただければというふうに思いま  
す。

○木山監理課長 今御指摘がございましたリクルート活動について、少し御説明をさせていただきます。

本県のほうでは、土木技術職員、建築職員含めまして、土木の技術職員につきましては、土木部全体として、今取組を一生懸命進めておりまして、例えば、大学の工学部ですとか、そういうところに対して直接出向きまして、ぜひ熊本県職員を受験いただきたいといったリクルート活動をさせていただいたりですとか、あと、一方で、インターンシップのほうも受け入れをさせていただいております。

こちらにつきましては、希望する大学の方々を受け入れまして、また、さらに高校生もインターンシップとして受け入れまして、体験をしていただく中で、熊本県職員の受験につなげていただくような、そういった取組をさせていただいているところでございます。

しかしながら、やはり土木職員の採用というのは、なかなか現状厳しい状況がございま  
す。そこで、現在、若手職員にちょっと何人が集まっていたら、今後若手職員をどの

ようにリクルート活動していくべきかという  
ような勉強会も、今年度から立ち上げたところ  
でございます。

今後、やはり災害等もございまして、土木  
技術職員の確保は喫緊の課題だと私たちも思  
っておりますので、その辺につきましては、  
しっかりと土木部一丸となって、採用に向け  
て取り組んでいきたいというふうに考えてお  
ります。

○淵上陽一委員 しっかりと、新たな採用がう  
まくできるように頑張っていたきたいとい  
うふうに思いますし、これは学校の先生でも  
多分あったんだろうと思いますけれども、熊  
本市が技術職を採ると、やはり異動がないか  
ら熊本市に行くという分もありますんで、そ  
んなところに負けないように頑張っていた  
きたいというふうに思います。

実は、鹿本の話であれですけれども、8年  
ぐらいたった技術の子が今度辞めるという話  
を聞きましたし、また、任期付採用で来られ  
た方——熊本地震もあって、その後九州北部  
豪雨もあって、今度の災害もあったと。ずっ  
と続いているんですね。本当に皆さん方疲  
弊しているというふうに思っております。も  
うこれは私が言うまでもなく、皆さんたちが  
一番お分かりのことだというふうに思いま  
す。

それに加え、今回の予算も見て、災害から  
の復旧、復興もあるし、それこそ強靱化もあ  
りますし、それに加えて、当たり前で普段や  
らなければならない普通の道路のインフラと  
か、管理もやっていかなければならないとい  
う状況で、仕事が増えて、なかなかそっちに  
手が取られて、本来やる、普通であれば今年  
できるものができなくなったりというのがな  
らないように、職員の確保はやっぱりしっか  
りしていくということも、ぜひともこれから  
考えていただきたいなというふうに思ってお  
りますし、何といたしまして、本当に皆さん

方一生懸命頑張っていただいておりますので、心から感謝を申し上げたいというふうに思います。

○高木健次委員長 いいですか。

○淵上陽一委員 はい。

○高木健次委員長 ほかに質疑——城下委員。

○城下広作委員 ちょっと3点ほど確認させていただきたいと思います。

まず、3ページと7ページで、このCALS/ECの事業で電子入札のシステムに要する経費とか、7ページでは土木積算に要する経費とかあるですね。こういうのはなかなか、こちら側というか、皆さんでは分かりにくい専門家の、結果的には見積りとかそういう参考で金額になると思うんですが、この辺の金額、向こうから、いわゆる教えてもらうとか参考にされて、この辺のチェックとか、実際にこれかかるかとか、そういうような、予防策というのはどういうふうな感じが何かあるのかなというのが1点。いわゆる言い値になるのかならぬのか、そういうふうなちょっと心配のことです。

それと——続けていいですか。3点。

○高木健次委員長 はい、どうぞ。

○城下広作委員 次は、18ページの熊本都市圏の渋滞緩和策の検討に要するので1億3,000万という分ですけれども、これは、もう具体的な、どういうふうな形で渋滞緩和をするという考えがあるような形の打ち合わせの資料なのか、今から調査するという分なのか、これのことをちょっと詳しく。

具体的に、こういう緩和策だというのが決まったものがあれば、そういう内容をちょっ

と教えてもらえばいいなと思っています。

それと、最後の3点目。43ページ。例の危険地区からの移転事業、今回も来年度は30戸ということと言われてますけれども。昨年ほどのくらいだったのか。それを根拠に今度は30戸ということなんでしょうけど、この辺の根拠とか考え方、ちょっとこれを確認させてください。

○桑元土木技術管理課長 まず、1点目でございます。土木積算システム等に係る業者からの見積り等を含めまして、内容につきましては、継続的なもの、いわゆる専門的な業種につきましては、もう単独随契でやっております。あと、一般競争入札という部分もありますけれども、そういう場合につきましては、見積りを見ながら、3者見積りとか、見積りをした中で、一般競争入札にかけているという状況でございます。

○城下広作委員 随契でやるとか——いや、だから問題は、こちら側が、それがそのくらいかかるかとか、なかなかよく分からぬじゃないですか。その辺をもう少し、いわゆる具体的に、このぐらにかかるとかというチェックというのは、入札によってすると、ある意味では、価格競争の部分で出てくる、けど、ある意味では単独随契でやると、言い値という可能性も出てくるということで、これの何か金額かなんか、そういうパターンを選ぶときには何か根拠かなんか、いろいろパターンを分けているんですかね。決まりごとって基準か何かで。

○桑元土木技術管理課長 まず、一般競争入札で受ける場合につきましては、数社からの見積りを取っております。その数社の見積りの中で、総合的な、全体の最低をある程度予定価格ということで定めながら、中身は、積算基準にあるものは、そちらのほうを使いな

がらやっておるといところでございます。

随契につきましては、もう専門的な知識でございますので、確かに委員おっしゃられますとおり、言い値ではございませんけれども、そこはもう確実に毎年の今までの累積がございまして、それとのチェックをしながら、単独随契で、なぜこういうふうに金額が変わったのかとか、そういうのは確実にチェックしながら進めているといところでございます。

○城下広作委員 今からデジタル化の時代になりますから、恐らくこんな仕事はどんどんどんどん増えてきて、いろんな部署で、そうすると、強い方も多いけど、なかなか難しい専門の分になると、その根拠がよう分からぬと。だけどそれを受け入れないかぬ。そういうのは少し用心しとかないかぬなということの分でございますので、具体的にどれが駄目とかそういう意味じゃなくて、これは、こちら側もある意味ではそれが妥当か妥当じゃないかということ、よく比較するような、知恵とかそういうのを持っとかないかぬのかなということで、ぜひお願いしたいというふうに思っています。

○宮島都市計画課長 熊本都市圏の渋滞対策の具体的な内容について御説明いたします。

熊本都市圏における交通渋滞などの交通課題を効率的に解決するために、本県では、将来にかけて、短期、中期、長期と分けまして、関連する国、県、熊本市の役割分担の下に、持続的に進めていくこととしております。

特に、来年度要望している具体策としましては、熊本都市圏総合交通戦略に位置づけた施策として取り組む内容でございまして、大きく3つに分かれております。

まず1つ目が、短期対策としまして、パーク・アンド・ライド駐車場の拡大に向けた社

会実験や効果の検証を行って、ソフト対策として、さらにパーク・アンド・ライドを拡大していこうという取組でございます。

2つ目の取組としましては、これも短期対策ではございますが、交差点の交通処理能力を向上させるために、交差点部に、高度化光ビーコン、これは交差点を通過する車の方向とか、台数を詳細に把握するような装置でございまして、このようなものを設置して、現在の交差点の中で、交差点の機能、大きく2つありますが、いわゆる交通制御と交差点構造、この2つは一体不可分のものでございまして、まずは交通の動向と信号の制御の状況を確認して、信号制御を改善することで、交差点の渋滞を改善できないかという検討が一つです。

必要に応じて、例えば、右折レーンを延長することで、さらに総合的な交通処理能力を上げることができないかとか、そういったものを検討した上で、必要に応じて信号制御の改善や交差点改良につなげていこうという取組が2点目でございます。

それから、3つ目の取組としましては、これは中期的な対策になりますが、現在、熊本都市圏交通戦略の中に、熊本都市圏南部方面の渋滞対策については、これは具体的にどこで何をするという表現ではなくて、検討するというふうな表現にとどまっております。この都市圏交通戦略の検討するという方針に基づきまして、現時点で具体的な対策が示せていない都市圏南部方面の交通渋滞対策について、具体的にどのような取組をしていけばいいのか、こういったものをしっかり取り組もうと、検討しようというものでございます。

○城下広作委員 例えば、熊本市なんかは、市長が、要するにもう道路を高架して、その下はバスの専用レーンだ、ああだ、こうだとか何かあったでしょ。そんな話と今県で言っている話とどのくらい一致して、歩調を合わ

せてやるのかやらぬのか、これもよく市と連携してやっぱり戦略をやらんと、特に熊本市の都市部一部の渋滞というのは、めちゃくちゃひどくて、ここ何十年もずっと変わらないんですね。だから、ぜひ、この辺はしっかり頑張っていたらいいと思うし、当面できることは、先ほど言われたように、信号の部分で、結構余裕で空いてる分は逆に早めに止めて、厳しいところは延長するとかで、この辺の工夫なんかもそれは大事なことかなと思うし、ぜひ大事な要点を、そして効果のあるような形を頑張っていたらいいというふうに思います。

○西田砂防課長 3点目の御質問でございます。43ページの住宅移転事業でございますけれども、実績といたしまして、令和元年度で22件の6,000万、本年度が28件の3,000万近くいってございまして、今現在7件ほどまだ相談があつてございます。ですから、来年度に向けては、やっぱり同じような金額ということで28件ですけれども、今回は30件ということで、9,000万のほうを要望させていただいております。

○城下広作委員 私は、持論じゃないんですけども、とにかく明らかに危ないというところは、なかなか離れたくはないんでしょうけれども、いざ地震とかいざ大雨とかなった場合に、貴い命をなくすということで、もう明らかにここは危ないということは、ある程度肩たたきながら、やっぱり移動していくというのが、結果的には後々何かあったときには、一生懸命にその命をもう本当に救うために相当な力がかかるということで、先々に用心じゃないけれども、そういう形の事業というのは非常に大事だと思いますので、本当に危険箇所が多ければ、いろんな形でやっぱりこの数は増やして頑張られるということが大事じゃないかなということを意見として述べ

ておきたいと思います。

○井手順雄委員 関連で。

先ほど電子入札というのがありましたけれども、この制度についてちょっとお聞きしたいんですが、来年度4月1日からA2クラス以下は一般競争入札か指名競争入札と、総合評価から変わっていくというような話を聞いたんですが、そうなんですか。

○木山監理課長 監理課でございます。

今井手委員のほうからお話があったんですが、今年4月以降の入札の見直しでございますが、災害復旧等がございましたので、1月の時点で、一度災害関連については、3,000万以上7,000万未満については指名競争入札という形で拡大をいたしております。

で、4月以降の発注につきましても、国土強靱化予算、要は国の第3次補正予算等も今回2月補正予算で予算化させていただいたものですから、そういったところもしっかりと発注していかなくちゃいけないといったところで、今回、通常分につきましても、3,000万から7,000万につきまして、指名競争入札という形で見直しを進めていきたいというふうに考えております。

○井手順雄委員 この入札制度に関しては、土木部が、勝手にじゃないけども、仕方は自由に変えられると。我々議員側からは、事後報告を受けるというようなことのシステムであります。今回も、この説明欄には一切入ってませんね。これは、ぜひともね、やっぱり我々は、いろんな方々とお話するわけであつて、説明ができないんです、そういうって変えていただければ。その辺はどう思うか、まずそれが1点。

それと、この総合評価というのは、なぜ総合評価になったのか、指名競争から、一般競争から。それは、その会社が、総合的な、こ

の仕事ができるんだろうか、見積りがぴしゃっとできるのか、そういったところを勘案して総合評価方式というのを決めて、点数で落札を決めていくというような評価体制だったんですね。

一般競争になれば、価格競争だけになって、ね、会社がどういう実態なのか分からない、だから総合評価という形に以前は持ってきたんじゃないんですか。その時間がかかるならば、簡易総合評価入札という形で簡易型もつくったわけでありまして。それをあえてこうやって一般競争になっているのか——価格ありきの入札に変えていく、そこら辺が私は分かりませんが。

時間的な問題は、簡易型総合評価でできると思うんですよ。ね。多分、仕事量が多くなったけん、一般競争で価格競争させようて、そっちが早かばいて、具体的に言えばそういった感覚だろうけども、私はそうじゃないと思います。ちゃんと会社、会社を見て、施工できる能力あるのか。せっかくこの体制を維持してきたのに、いきなり来年度から一般競争に全て変えていくと。これは本当いかなもんかなと思いますけども、その辺はどうお考えか。

そして、このことは、熊本県の建設業協会、いろいろなところあります。全部周知の上なんですか。そこら辺も併せてお聞きします。

○木山監理課長 まず、井手委員のおっしゃった1点目、事前に先生方に何のお話もなくというふうにお話をされた分につきましては、確かに先生がおっしゃるとおり、事前にきちっと私どもとしましても、説明しておくべきだったというふうに思っております。

○井手順雄委員 委員長、知ったのですか。

○高木健次委員長 いや、私も知りません。

○井手順雄委員 委員長も知らっさんたい。

○木山監理課長 すみません。2点目でございます。まず、総合評価と指名競争入札の関係でございますが、実は今回、指名競争入札に見直したものの一つとしまして、受発注者間の負担軽減というのを考慮いたしました。というのは何かといいますと、条件付一般競争入札、つまり基本型、簡易型といたしましても、入札に要する日数が40数日、30数日かかってまいります。これは指名競争入札にしますと、約2週間弱短縮ができるといったところもでございます。あわせて、提出資料につきましても、指名競争入札については、例えば、参加資格調書、技術申請書、施工計画等々を提出する必要がないといったところから、恐らく私たちとしましては、受発注者間の負担軽減という観点から、今回見直しをさせていただいたというものでございます。

最後の1点でございますが、先生から、これは建設業協会の皆さんは知っているのかというふうな御質問でございますが、これにつきましては、建設業協会の本部とも意見交換をさせていただいて、そしてこういった見直しというのを進めていっているところでございます。

以上でございます。

○井手順雄委員 指名競争入札になれば、具体的な選択方法として、工事場所から当面5キロ範囲、10キロ範囲内のそういった資格を持った業者さんが選ばれるというような、また昔の考えですよ、これは。じゃあ、それから15キロ先で、優秀な能力のある会社は入札、指名できないのかと、こういった問題が出てきますよ。これはどうクリアしていきますか。

○木山監理課長 指名業者の選定につきましては、発注機関のほうでしっかりと、今井手委員のおっしゃったようなことも含めまして、考慮した上で、どういったところを指名していくかという形になるかと思えます。

○井手順雄委員 あのね、それは、なら、県が、県の土木部が、ここはよか、あそこはよかて、ね、業者さんはもう全然選択肢がないわけですよ。業者さんが、この工事はぜひともうちの技術でやりたい工事なんだと。こういう施工計画を立ててやっていこうと、そういう業者さんは、あなたたちが指名せんならば、指名の権限もなかわけですよ。そういうのはどぎゃんして選ぶですか。

そんなら、現場から、はい5キロ以内のそういう資格を持った業者さんだけを指名しましたて、多分ぎゃん話になりますよ。それをせんがために、総合評価方式というのを決めたわけじゃないですか。何で逆行するわけね。これはもう、一つの大きな問題ですよ、これは。委員会にも周知してない。我々の意見も聞いてない。ねえ、これは独断ですよ、土木部の。どうですか、部長。

○野崎政策審議監 井手委員がおっしゃるとおり、ちょっと我々として、10月に、災害関連を指名にさせて、拡大させていただきました。その流れがあって、熊本地震のときも2段階で拡大したもんですから、我々として、ある一定、こういった災害が多いときに、工事量が多いときに、指名競争入札の利点、スピード感を持って発注するということに対して、一定の委員会、議会の理解はあるというふうにとちょっと考えたもんですから。しっかりと説明が足らなかったというのは、ちょっと今反省点として持っております。

○井手順雄委員 先ほど監理課長がおっしゃった通常分も今後は考えていきたいと。そう

なれば、通常分というのは、各地区各地区、いろんな特殊条件があります。やっぱりその地域地域の考え方、そこに住む住民の方々の意向もあります。そういう形が、一般競争になれば、あちこちから来るわけよ。指名競争入札すれば、あたたちが。そのときに、その地域の、今まで安心、安全でされよった仕事ですよ、知らんところの業者さんが来てほしい、価格競争で、不安に思うかもしれない。それとか、そういったところが技術が本当にあるのか。もし何か事故があったとき、河川でも切ったときによ、台風でも来て切れたらどうしますか、そっから。そういったところを熟知した業者さん、そういう選定ができないじゃないですか。私が言いたいのはそこなんですよ。

それは災害で、去年やってきたように、例えば、河川掘削して、石積みをするとか、標準断面がびしゃつとあって、こういう断面でいきますよという工事ならそれでオーケーなんでしょうけど。その総合評価で今まできた経緯がある中で、そこでその総合評価が生かされた、入札が生かされた施工というのもあるんですよ。これはちょっと考えていただきたいですね。

その一般から何から全部ね、通常分から全部指名競争にしますと、もう50年先に戻ったごたる話じゃないですか。入札の総合プランなんてずっとやってきたじゃないですか。変えて変えて変えて、で、結局総合評価になったわけですよ。それをまたいきなりですよ、来年から一般競争を指名競争に全部変えていきますて。ならまた元に戻るわけですか。なら、あと20年後、30年後、また総合評価にしましょうとか、なってきますか。それはなってきますよ、また。この方法じゃおかしかて。その轍は踏んでるじゃないですか、もう20年前、30年前に。それで総合評価になったという経緯があるんですよ。その辺が理解に苦しみますよ、私は。これはちょっと保留し

てください。

○上野土木部長 今井手委員から御指摘をいただきましたので、再度検討させていただきました。しっかりと御説明をさせていただきますと思います。

以上です。

○井手順雄委員 はい、分かりました。

○高木健次委員長 いいですか。

○井手順雄委員 はい、以上です。

○高木健次委員長 ほかに質疑はありませんか。

○松田三郎委員 河川課の菰田課長と、その後砂防課もちょっと質問しますが、冒頭の総括説明にも上野部長からありましたように、今年の梅雨期までに堆積土砂の撤去が完了するようにと、これは知事も、そして上野部長も、大号令を発していただいて、これは、我々もそうなのですが、地元の管内の市町村長、議会あるいはそのお住まいの住民の方からも、非常に強い要望があったところでありまして、事実、2月末の資料を私頂きましたけれども、県管理の河川の中で107万立方メートル、全体でのうち、2月末時点の進捗は約100万立方メートル分を工事契約。そのうち55万を撤去完了、約9割ということで、非常にスピーディーに対応していただきましたし、対応していただいているということは大変ありがたいことございまして、感謝をいたしております。

ただ、ここから先のこと言うと、何かスピード感をそぐような感じで、大変矛盾しそうな、申し訳なさそうな中身になるわけですが、それを前提といたしまして、やっぱり知事とか本庁の土木部長がこうおっしゃ

っていただくと、我々とすれば大変心強いんですけれども、これはだんだん地方の出先に行きますと、何倍ものアナウンス効果といいますか、例えば球磨地域振興局でありますとか、あるいは実際の受注した建設会社、こういった方々には、もしかするとプレッシャーにも感じる状況もあるかもしれない。

それで、できるだけ現場に——災害ですから何でもありというつもりはございませんけれども、あまりこのしわ寄せが振興局とか、過度にこのけつが決まってるだけに、過度に負担を強いるようになるとちょっと心配だなんていう点があるという話をさせていただきましたと思います。

以上を前提にしまして、課長、これは前の委員会でもちょっと申し上げましたが、いわゆるこの土捨場ですね、処理場の確保、これは非常に関係者の方、さっき言いましたスケジュールが決まっている中で、限られたところしかないわけですね、土捨場に利用できそうな候補地が。なおかつ、そこの承諾等々も含めると、非常に短期間で今のところ探している最中であると。この辺は御苦労に対して敬意を表したいと思いますが、ちょっと前の情報で恐縮ですけれども、その土捨場も、民有地の場合は有料で借りているところもあれば無償で借りているところ、両方あるらしい。

2点目が、その中にあるけれども、きちっと盛土のように置かれているところと、何かだんだんこう崩れてきたりしよるところとか、その土地自体、ある意味ではきっちり処分の許可をとってらっしゃるところと、やっぱりそうでないところがあるらしい。

3点目が、なかなかこれは難しいのは、ある程度確保した場所が、河川からちょっと離れているならば、川の近くで土砂の撤去によって、安心度が増してメリットを受ける方々と、そしてちょっと遠かったら、それとは関係ないけれども、一日自分の前を、何百台、

場合によっては、何千台はないかもしれませんが、県の方と、あとこれは権限代行は除いてあるということです、国のトラック、ダンプも走るわけですね。場合によっては、市町村の管理河川の除去したトラック、ダンプも走るかもしれない。そういうところで、今既に出ているとは言いませんけれども、なかなか住民の方からは、さすがにやっぱ地元のことと思って我慢しとったばってん、この台数からいくとなあつてというような不平不満が一部出ているとか、あるいはこれから出るかもしれないという心配があるというその3点、ちょっと、どういう状況か教えていただければと思います。

○菰田河川課長 河川課でございます。委員御質問ございました事業の進捗でございますけれども、本年出水期までに107万立米の撤去を完了するという事業進捗については、先ほどお話ありましたように、業者さんについても、非常にプレッシャーを感じていらっしゃるというような事柄かと思えます。

河川内の掘削については、もう委員御存知のように、掘れる時期というのがある程度限られております。今菜種梅雨的な状況でもございますけれども、これから4月、5月という形で雨の量も増してくるということで、やはり5月期までに107万立米の撤去というのは、非常に、全力で一生懸命頑張りたいという気持ちと、関連するような形で、いわゆる土捨場の問題というところで、前回の委員会のお話ときにもお話しさせていただきましたけれども、基本、現場内流用、工事間流用が可能なものはさせていただき、かつ、民間のいわゆる処分地を活用させていただき分については処分料を計上させていただいた上で、処分させていただいていると。

で、土捨場のいわゆる受入先の状況というのは、それぞれ現場現場で状況は若干変わってきているというふうに聞いておりますけれど

ども、整地含み合わせて処分料は幾らという形で処分させていただいているという状況ではございますので、今ちょっと御指摘、お話ありました事柄については、もうちょっと現場のほうを確認させていただきたいというふうに思っております。

それとあと、いわゆる土捨場のほうにダンプが土を運搬する関係で、市道とか、いわゆる住民の皆さんが使っている生活道路の路面が少し荒れてくるとか、そういう現状が生じているというような御指摘かなと思っております。

当然、捨て土先に使う道路というのは限定されてきますので、それらも併せましてちょっと現場等を確認して、必要な場合に応じては補修を行うとかというのは、やっぱり道路管理者さんともちょっと協議させていただいて、対応させていただければというふうに思っているところでございます。

○桑元土木技術管理課長 先ほどの3点目、今のダンプ、トラックの件でございますけれども、事例でございますけれども、特に人吉、球磨の協会が自主的に、横が90センチ、縦が70センチだっと思っておりますけれども、そういうゼッケンを作りまして、そのゼッケンの中に、球磨振興局発注と請負業者の名前とか、そういう旗を作りまして、先々日ぐらいに、そのゼッケンを車に、ダンプ、トラックの車両に貼りまして、これはどこの発注でどこの業者かというの分かるようにやっています。で、それを見まして、近隣住民も、恐らく、今河川課長が申しました補修の話もございまして、恐らく騒音とか、数珠つなぎでダンプが並んでいるとか、そういう苦情もあつていようございまして、まずは、責任を持ってそういう請負業者と県発注という工事のゼッケンをつけて、まずその辺り、住民の皆様にご理解をいただくような取組を始めたところでございます。

○松田三郎委員 私もそのゼッケン、県庁に来るとき、よくすれ違いますんで現認をいたしております、会社の名前かろて運転手しよんなはって、あんまり無茶なことはしなはらんどて思いながら、今課長おっしゃったような、それぞれ配慮はしていただいているんだろうと思っております。

時間ないようですので、砂防課長にもちょっとお尋ねしたいのが、先ほどの河川内の土砂の撤去もさることながら、この砂防堰堤、これの堆積している土砂を撤去してほしいという要望も意外と多くて、先般の球磨川の治水対策の説明会でもそういう話が出た。

それを、私、以前この委員会にいたとき聞いたことがありまして、ここに砂防堰堤には管理型と非管理型とあって、撤去する必要があるのが管理型で、満砂状態で機能を発揮するのが非管理型というような資料にもありまして、これは何ですか、法律で決まっているわけじゃなくて、設計とかその立地、地形とか、その機能で、土木部内で最初から分類してあるというようなことなのか、まずちょっと教えて……。

○西田砂防課長 砂防課でございます。

今の松田委員の御質問でございますけれども、従来は、非管理型ということで、スリットがないタイプでずっと造ってまして、それが異常堆砂した場合に取るとかという部分はあったんですけれども、それが満砂になりますと、また上にもう1基入れるというのを繰り返してたんですけれども、従来、最近になりますと、スリット型ということで、ある程度その石がたまっても、ちっちゃな石は、洪水が終わった後、それから抜けてまいります。水も抜きます。ですから、そういった意味では、有効に使えるということで管理型ということになりまして、その代わり、そのたまった場合には管理型は撤去する。これを繰

り返すということで今続けております。

今回、28基の砂防ダムで異常堆砂が発生しております。そのうちの16基が管理型の堰堤、12基が非管理型ということで、従来のクローズ型と言っておりますが、コンクリートで出来上がったダムという種類で、今現在掘削を7割方終わっております、あと3割を梅雨までに行おうというふうに思っています。

その中では、従来型のコンクリートだけのダムでありますと、結構古うございますので、そこまで行くアプローチの道路が、以前は、多分借地をして造っていた道路を、今回、10年とか20年たっておりますので、道がある程度ないところがほとんどでございます。

ですから、そういう用地交渉をしながらということで、ちょっと時間がかかっているところでございますけれども、3月末には、全ての箇所ですべての箇所で工事に着手する予定でございますので、次に向けて、そういった借地をしながら現地に入っていくということを考えているところでございます。今現在7割は完了しております。

○松田三郎委員 その役割なり制度は分かりました。ただ、おっしゃるように古いのが多いわけですよね。非管理型とか、年数がたつて。地元の方からすると、管理型だろうが非管理型だろうが、一応説明しても、そぎゃんた俺たちには分からんけん、何さま取ってくださいというような要望が多いわけですね。

課長おっしゃったように、確かに満砂になった場合には上流にもう1基造るといって、時間もお金もかかるわけでしょうから、手取り早くとは言いませんけれども、決して、非管理型だから、異常堆砂分以外も食い込んで取っていけないっていうことはないんですよ。そこだけ、ちょっとそういうのは柔軟に対応できるのかなと思いますけれども。

○西田砂防課長 まず、ちょっとそもそものことを言わせていただきますと、その古いタイプのコンクリートのダムは、洪水時とか土石流のときには、一旦ぽつと斜めにたまります。それが、雨が落ち着きますと、少しずつ流出をして、下流には影響しないような形で流出してまた戻っていくというのを、それを繰り返すようなダムになっているんです。

今回は、異常したところを掘り出すということで考えておまして、基本的にはそのレベルまで、水通しからレベルから上を今回掘削しております。ですから、ボリューム的に相当箇所数も多くて、ボリュームが多うございまして、なかなかその水通しよりも下まで掘るといのは今回はまだ、そこまではできておりません。あくまでもレベルから以上の分の異常堆砂を今回一生懸命掘っているところでございます。

○松田三郎委員 はい、分かりました。

○岩田智子委員 河川課に質問です。

国直轄立野ダムに係る県の負担金、この立野ダムのことに関して、またお尋ねをします。幾らなのか、何に使われるのか。

○菰田河川課長 河川課でございます。

今回、国直轄事業負担金で県負担分のほうを計上させていただいているところです。令和3年度の立野ダムの建設事業費、予定額でございますけれども、159億円で、県負担分がそのうち42億円になります。

内容につきましては、本体工事及び管理用設備というふうに国のほうからは報告を受けているところでございます。

以上でございます。

○岩田智子委員 もともと、立野ダム、917億円の事業費で、今年の6月に243億円増え

て、それはいろいろ中身があって増えたということであるんですが、この当初予算とかは、その中のものなんですか、それともそれから出ているものなんですか。

○菰田河川課長 立野ダムの建設事業費の内数という形になります。

○岩田智子委員 分かりました。

○高木健次委員長 いいですか。ほかに。

○岩田智子委員 それと、すみません。ちょっと違う質問ですけれども、建築課、46ページですけれども、やさしいまちづくりの推進に要する経費で268万円という予算があるんですけれども、この推進に要する経費、具体的に教えていただけませんか、何をされるのか。

○小路永建築課長 建築課でございます。

やさしいまちづくり建築推進費につきましては、やさしいまちづくり条例による指導と、もう一つは民間の建築物等のUD改修補助を行っております。

○岩田智子委員 分かりました。ありがとうございます。

○高木健次委員長 ほかに。

○河津修司委員 ちょっと小さいことですが、21ページの一般廃棄物対策費で、浄化槽整備で、これは熊本市が入っているのはなぜ。熊本市は別じゃないんですか。

○森下水環境課長 政令市であっても、浄化槽につきましては、県からも補助しているところでございます。

○河津修司委員 いや、県からも補助しているという——熊本市には、政令市だから、国から直接行くんじゃないんですか。

○森下水環境課長 浄化槽整備につきましては、この補助金につきましては、国の補助金と市町村の負担金と、それに併せて県が助成するという負担金になっていますので、熊本市につきましても、国の交付金、それと熊本市の負担金、それと県が助成をします。一般的な個人負担で言いますと、全体の4割に対しての3分の1ずつを交付しているという形になっています、国と市と県と。ですので、ほかの市町村と全く同じ取扱いになっています。

○河津修司委員 ということは、ほかにもこういった事業というのがあるんですか。それは、下水環境課以外の方は分からぬかと思うんですけども。全般的にそういったものがあるんですか。（「政令市になった意味がない」と呼ぶ者あり）何で政令市なのに、そうかなという、ちょっと制度上の何か問題があるのかなと思うけどですね。

○森下水環境課長 ほかの制度はちょっと分かりませんが、この浄化槽に関する交付金につきましては、政令市におきましても、ほかの市町村と同じ取扱いという交付要領がございますので、県のほうもそれに従って助成しているということでございます。

○河津修司委員 分かりました。

○高木健次委員長 いいですか。

○河津修司委員 はい。

○高木健次委員長 ほかにありませんか。  
（「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければこれで質疑を終了します。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第44号、第49号から第51号まで、第60号及び第86号から第88号までについて一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第44号外7件について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第44号外7件は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りいたします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査にすることを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申出が6件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

それでは、順次報告をお願いします。

○木山監理課長 監理課でございます。

監理課からは、2件御報告をさせていただきます。

まず、お手元の報告事項1をお願いいたします。

令和2年7月豪雨からの復旧・復興プランの“緑の流域治水”の推進と復旧・復興に向けた重点10項目について御説明をさせていただきます。

なお、本件につきましては、企画振興部球磨川流域復興局から総務常任委員会に報告されるものですが、県政全般に関する内容になりますので、当委員会においても御報告をさせていただきます。

令和2年7月豪雨からの復旧、復興につきましては、昨年11月24日にプランを策定し、一日も早い復旧、復興に向け、県庁一丸となって取り組んでいるところでございます。

これらの取組を着実かつ迅速に進めるため、熊本地震と同様に、重点10項目を選定し、ロードマップを作成いたしました。今後は、これを基に取組の進捗管理を行い、復旧、復興をさらに加速させてまいりたいと考えております。

まず、資料左側の項目欄をお願いいたします。

復旧・復興プランの取組の中から、堆積土砂の撤去や住まいの再建など、住民の方々などから特に要望の多かった項目かつ安全、安心の確保及び生活再建に直結する項目を重点10項目として取りまとめております。

中央には、年度ごとの取組内容をロードマップの形で記載をし、右側の欄に令和5年度末までに到達するイメージを記載いたしております。

まず、資料の左側の番号1から3まででございますが、堆積土砂の撤去など緑の流域治水の取組を、4、5は、住まいの再建やまちづくりと集落再生に向けた取組になります。

2ページをお願いいたします。

6、7は、なりわいの再生に向けた取組、8、9は、国道219号線、橋梁、鉄道など交通インフラの復旧、復興に向けた取組、10は、人吉温泉や球磨川下りなど観光地人吉・球磨の復活に向けた取組になります。

3ページをお願いいたします。

こちらは、進捗管理を行うものではありませんが、プランに掲げる持続可能な地域の実現に向けた将来ビジョンの主な取組につい

て、5年、10年という中期的な取組の方向性をお示ししております。

先ほど御説明した重点10項目を着実に進めながら、併せて道路通信網の強靱化やリダンダンシーの強化など持続可能な地域の実現に向けた中長期的な取組を進めてまいります。

今後、この重点10項目につきましては、復旧、復興の取組の進捗状況について、適宜議会に御報告させていただくとともに、県民の皆様にも広くお知らせしてまいりたいと考えております。

続きまして、報告事項2をお願いいたします。

今議会に提案をいたしております新しいくまもと創造に向けた基本方針と第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略について御説明をさせていただきます。

なお、本件につきましては、総務常任委員会での付託審議事項となっておりますが、県政全般に関する取組を記載しておりますので、当委員会においてもその概要を御報告させていただきます。

A3資料をお願いいたします。

これは、蒲島県政4期目の基本方針として、令和5年度までの期間で重点的に推進する取組の方向性をまとめたものです。

資料の左側の基本理念でございますが、「熊本地震と令和2年7月豪雨からの創造的復興を両輪に、新型コロナウイルス感染症による社会の変容を見据え、持続可能な「新しいくまもと」を創造する。」としており、その実現に向け、右側の4つの柱により施策を展開してまいります。

また、左側最下段に記載のとおり、今般、SDGsの理念である誰一人取り残さない持続可能な社会づくりの視点が極めて重要となっており、今回の基本方針では、その理念に沿った取組を推進してまいります。

さらに、その右側に記載のとおり、球磨川流域における緑の流域治水の推進や水俣病問

題などについても、引き続きしっかり対応してまいります。

資料右側には、具体的な施策として、第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略を記載しております。

また、総合戦略に掲げた各施策の着実な推進に向け、PDCAマネジメントサイクルによる成果重視の県政運営や市町村と連携した地方創生の推進に取り組んでまいります。

最後に、本日御説明した基本方針、総合戦略の案は、パブリックコメント、また、熊本県地方創生会議の皆様から御意見等を踏まえながら作成をいたしております。

なお、別添で基本方針、総合戦略の案を参考までに添付させていただいておりますので、後ほど御覧いただければと思います。

監理課の説明は以上でございます。

○森下水環境課長 下水環境課でございます。

報告事項3、熊本県流域下水道事業の経営戦略の策定について御報告いたします。

初めに、流域下水道についてですが、現在、県は、熊本北部、球磨川上流、八代北部の3か所の流域下水道を運営しており、県人口の約15%、約26万人の汚水を処理しているところでございます。

1、経営戦略策定の目的と背景でございます。

本県の流域下水道事業は、供用開始後20年から30年を経過し、将来の人口減少や施設の老朽化、そして自然災害への対応といった課題を抱えており、将来にわたって安定的な流域下水道事業の継続のために、中長期的な経営の基本計画である経営戦略を策定するものでございます。また、国からも、令和2年度までに経営戦略の策定を要請されているところでございます。

資料の中ほど経営戦略策定の流れを御覧ください。

まず、人口や汚水の流入水量のほか、市町村の負担金や国の交付金等の収入、維持管理費や建設改良費等の支出を対象として、流域下水道の現状分析や将来予測を行っております。

これらを踏まえまして、1、経営の方針と2、収支計画から成る経営戦略の案を作成しました。この案につきましては、流域関係の11市町村全てから了承いただいているところでございます。

今後でございますが、この経営戦略の案を決定し、3月中にホームページ等で公開する予定としております。

資料の2ページをお願いいたします。

概要について御説明いたします。

まず、計画期間につきましては、10年としております。また、策定後の事業環境の変化等も踏まえて、おおむね5年後までに見直しを行う予定でございます。

(1)経営の方針につきましては、執行体制のヒト、施設管理のモノ、経営管理のカネについて、適切にマネジメントしていくこととしております。

その内容についてですが、ヒトについては、職員の技術、経営管理機能の向上、モノについては、計画的な施設更新、耐震化と耐水化の推進、カネについては、事業費の平準化、施設活用による収入の確保、一層のコスト縮減、下水道の広域化や共同化の検討を行ってまいります。

(2)収支計画につきましては、県全体として収支が均衡した計画としております。また、3つの流域下水道それぞれにおいても、収支が均衡したものとなっております。

①流入水量の推移につきましては、青色の折れ線グラフで示しておりますとおり、この先10年間はほぼ横ばいで推移する見込みです。

②収入と支出の推移につきましては、黄色とグレーの棒グラフで示しております。黄色

の棒グラフは収入を示しており、市町村からの負担金でございます。グレーの棒グラフは支出を示しており、指定管理者への委託料などの維持管理経費と流域下水道施設等の減価償却費でございます。

今後の物価上昇等により、維持管理経費等の経費の増加を見込んでいますが、施設の減価償却が随時終了することによる減価償却費の減少により、おおむね収支は均衡する計画としております。

③建設改良費の推移につきましては、緑の棒グラフで示しておりますが、施設、設備の老朽化等を考慮したストックマネジメント計画に基づき、建設改良費の平準化を行うこととしております。

将来の人口減少、施設の老朽化による更新経費の増加などの課題はございますが、この経営戦略案を基に、将来にわたって安定的に流域下水道事業を運営してまいりたいと考えております。

報告は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○原港湾課長 港湾課でございます。

報告事項4、熊本県港湾整備事業の経営戦略の策定について御説明いたします。

現在、県は、県管理の18港湾に関して特別会計を設置し、事業を進めているところでございます。

1の目的と背景でございます。

港湾整備事業に関しましては、大きく4つの課題がございます。安定的な事業の継続のために経営戦略を策定するものでございます。

資料の中ほど、2の策定の流れを御覧ください。

まず、取扱貨物量等について、現状分析や将来予測を行っております。これらを踏まえ、経営戦略の案を策定しました。今後、この案を決定し、公表する予定としておりま

す。

裏面の資料の2ページを御覧ください。

計画期間は、10年としており、おおむね5年後までに見直す予定です。

経営の方針につきましては、記載のとおり、4つの方針を定めたところでございます。

収支計画につきましては、収支が均衡した計画としております。

収入と支出の推移につきましては、棒グラフで示しております。ピンク色の棒グラフは収入を示しており、施設使用料や地方債等でございます。水色の棒グラフは支出を示しており、維持管理費や建設改良費、地方債の償還等でございます。

過去の投資に係る起債償還が今後終息する見込みであるため、収支総額はおおむね減少の方向でございます。

港湾施設の整備費用につきましては、現在整備を進めているものを見込んでおります。それ以外の整備については、今後新たな整備計画が具体化したときに反映いたします。

この経営戦略案を基に、将来にわたって安定的に事業を運営してまいりたいと考えております。

報告事項4については以上でございます。

続きまして、報告事項5、熊本県臨海工業用地造成事業の経営戦略の策定について御報告いたします。

現在、県は、3つの臨海工業用地に関して特別会計を設置し、事業を進めているところでございます。

1の目的と背景でございます。

臨海工業用地造成事業は、2つの課題を抱えており、安定的な事業の継続のために経営戦略を策定するものでございます。

資料の中ほど、2の策定の流れを御覧ください。

まず、工業用地の造成処分状況等について、現状分析や将来予測を行っております。

これらを踏まえ、経営戦略の案を策定しました。

裏面の資料の2ページをお願いします。

計画期間につきましては、10年としており、おおむね5年後までに見直しを行う予定でございます。

経営の方針につきましては、表記の2つの方針を定めたところであります。

収支計画につきましては、特別会計において収支が黒字となる計画でございます。

収入と支出の推移につきましては、棒グラフで示しております。ピンク色の棒グラフは収入を示しており、土地売却収入や土地貸付料、繰越金でございます。当年度の繰越金は、翌年度の収入に含まれています。青色の棒グラフは支出を示しており、臨海工業用地の維持管理費でございます。

土地売却収入は、計画期間中に名石浜工業用地の売却を見込んでおります。

土地貸付料収入は、おおむね横ばいを見込んでおります。

支出については、区画道路補修による変動はあるものの、おおむね横ばいを見込んでおります。

この経営戦略案を基に、将来にわたって安定的に事業を運営してまいりたいと考えております。

報告事項5については以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○折田住宅課長 住宅課でございます。

報告事項6、第3期熊本県高齢者居住安定確保計画について御説明させていただきます。

お手元のA4の資料を御覧ください。

県では、高齢者が安全で安心して暮らせることができる住まいの実現のため、高齢者住まい法に基づき、平成23年度から本計画を策定しておりますが、このたび、第3期の計画案を取りまとめましたので御報告します。

まず、概要の1、計画の趣旨ですが、本計画は、民間事業者が運営するサービスつき高齢者向け住宅や公営住宅等をはじめとする高齢者の住まいに関する施策を推進するための基本的な方針として定めることとします。

次に、2、計画期間ですが、令和3年度から令和8年度までの6年間としております。

3、高齢者の住まいの範囲についてですが、計画で対象とするのは、生活支援体制が確保された賃貸住宅等であり、御覧の6種類となります。この中には、有料老人ホームや養護老人ホームといった福祉施設も含まれますため、健康福祉部と共同で計画を策定しております。

4、計画案の概要でございますが、基本理念を「高齢者が住み慣れた地域で、安全に安心していきいきと暮らせる住まいの実現」とし、目標を下の枠囲みの3つとしております。

まず、①高齢者向け住まいの供給促進では、サービスつき高齢者向け住宅の供給促進を筆頭に挙げております。これは、左の絵にありますように、バリアフリー基準に適合し、日中の生活相談や安否確認のサービスが提供される民間が運営する住宅となります。県におきましても、建設費の補助を行うことで、供給を促進しております。

次に、②高齢者向け住まいの管理・運営の適正化です。高齢者の住まいの提供事業者等の質の確保を基本として、今回は、新たに、事故発生時における報告及び発生防止対策の実施の徹底に加えて、災害時の避難体制の確保と感染症に対応したサービス提供体制の確保を盛り込みました。これら新しい課題につきましても取り組んでいきたいと考えております。

最後に、③高齢者居住生活支援充実では、新たに有料老人ホームの自治会等との連携を掲げることで、地域に開かれた運営を目指し、交流を促進させたいと考えております。

最後に、5、今後のスケジュールについてですが、パブリックコメントを5月、策定及び公表は6月を予定しております。

住宅課からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○高木健次委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、以上で質疑を終了します。

次に、その他に入ります。

ここで、令和2年度建設常任委員会における取組の成果について御説明します。

12月の委員会でも御報告しましたが、この取組の成果は、今年度の当委員会の審議の中で、委員から施策の推進に向けて提起された様々な課題や要望等の中から、執行部の取組が具体的に進んでいる主な項目を取り上げ、この3月に県議会のホームページで公表するものです。

項目の選定等については御一任いただきましたので、楠本副委員長及び執行部とで協議しまして、当委員会としては、10項目の取組を上げた案を作成いたしました。

もちろん、ここに記載の項目以外の提案された課題や要望等についても、現在執行部で検討等を続けておられますが、ここに上げた項目は、委員と執行部との協議により、施策の取組が進んだものなど、代表的なものを選定しております。

それでは、現在の執行部の取組状況の部分も含めて、この案について何か御意見はございませんでしょうか。

（「委員長一任」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 はい。意見がないようですので、それでは、この案でホームページへ掲載したいと思います。

掲載まで文言の修正等がありましたら、委

員長に一任いただけますでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

最後に、その他で委員の皆様から何かありませんか。

（「なし」「ありません」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 なければ、以上で本日の議題は終了いたしました。

これをもちまして第8回建設常任委員会を閉会いたします。

午後0時1分閉会

○高木健次委員長 なお、本年3月末をもって退職される方が、本日4名出席されております。4名の方々に一言ずつ御挨拶をいただければと思っておりますが、委員の皆様よろしいでしょうか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○高木健次委員長 それでは、1人ずつ、一言ずつでも結構ですので、よろしく願います。

まずは、上野土木部長から。

（上野土木部長、原井建築住宅局長～西田砂防課長の順に挨拶）

○高木健次委員長 大変長い間お疲れさまでございました。

私のほうからも、本年度最後の委員会でございますので、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

振り返りますと、今年1年間、大変長いようで短いような感じもいたしますけれども、その間、大変、楠本副委員長をはじめ委員の皆様方には、拙い私の委員長ということで、いろいろな方面から御支援、御協力をいただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思います。

そして、土木部の皆様には、上野部長をはじめ、それぞれの立場、いろいろな角度か

ら、この委員会をしっかりと補佐していただきまして、本当にありがとうございました。

今話にありましたように、熊本地震から、コロナ、そして7月の豪雨災害と、熊本県は、本当に、度重なる災禍に一所懸命、皆さんの努力によって、大変早い復興が進んでいるというふうな感じしております。

特に、阿蘇方面の57号線の復旧、そして北側ルートの特設トンネルの開通、そしてJRの豊肥線、これの開通、そして先般の3月7日に行われました阿蘇大橋の開通は、私たちもこの建設委員会で、開通式に呼ばれて参加をさせていただきましたけれども、本当に、地震から5年もかからないうちに、いろいろな事業が急ピッチで進められた、そして完成をしたということで、これも本当に、土木部の皆さん方、国と連携をしながら、卓越した技術と一丸となつての取組に心から本当に感謝を申し上げたいというふうに思っております。

そして、4名の方が、今回めでたく県庁を退職されるということでもありますけれども、これからは違う目線で、また、熊本県政をしっかりと見守っていただければありがたいというふうに思っております。

熊本はまだまだ災害復旧、復興の道半ばでありますけれども、一日も早く、県民の幸せにつながるように、皆さん方の御尽力をお願いしておきたいというふうに思っております。

最後になりましたけれども、皆さん方の御健勝と、そして各委員の皆さん方の御健勝を併せて祈念申し上げまして、委員長の御挨拶に代えさせていただきたいと思っております。

本日は本当にありがとうございました。御苦労さまでした。（拍手）

○楠本千秋副委員長 失礼します。この1年間、高木委員長の下で、委員会運営、協力させていただきました。御指導いただきました先輩各位、ありがとうございました。それか

ら、執行部の皆さんにも、真摯に対応いただきまして、感謝を申し上げます。

それから、今回退職される4名の方、本当にお世話になりました。ありがとうございました。

県行政は、まだまだ復旧、復興の取組が行われます。皆様と協働しながら、県行政がさらに発展しますよう心から祈念申し上げます、挨拶とさせていただきます。

いろいろお世話になりました。（拍手）

○高木健次委員長 以上で終了いたします。お疲れさまでした。

午後0時11分

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

建設常任委員会委員長